

新型コロナウイルス感染症対策について（案）

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に関し、福岡県から国に「まん延防止等重点措置」適用の要請がなされるとともに、令和3年5月3日には福岡県の独自措置について、

- ・飲食店等の営業時間短縮要請の繰り上げ（5時～20時まで）
- ・集客施設への営業時間短縮の働きかけ（5時～20時まで） など

を強化して実施することが決定された。

県が行う措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、検査・医療提供体制の充実、地域経済の維持を図るため、福岡市の対応策を実施するもの。

2 福岡市の対応策

（1）感染拡大防止対策〔既決予算での対応〕

①検査医療体制の強化

- ・医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査の充実
- ・感染流行地域関係者への検査 など

②医療・介護施設への支援

- ・クラスター発生施設への専門職等の派遣
- ・医療・介護施設従事者への給付金の交付 など

（2）経済支援策

〔既決予算で対応〕

①売上が減少した事業者への支援（既存事業の再実施）

国、県の支援金等の対象とならない事業者に対し、法人15万円、個人10万円を上限に支給 ※「まん延防止等重点措置」の適用後、その期間を対象に再実施

②感染症対応シティ促進事業

③商店街が取り組む感染症対策への支援 など

〔予備費等で対応〕

④地域の飲食店を支えるテイクアウト支援（昨年度実施事業の再実施）

飲食店の需要喚起や事業継続を図るとともに、市民の外出自粛の一助となるようテイクアウトを実施する地域の飲食店を支援

※今後、支援策の詳細を精査する中で変更の可能性あり